

保育園・幼稚園をさがす

(1) 公立保育所・認可保育所・認定こども園

公立保育所・認可保育所

●保育所とは

保護者が就労などのために、常時、家庭で保育できないお子さんを、保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。

受入年齢	入所日時点で、産休明け（生後43日目）から小学校就学前までのお子さんが受入れの対象となりますが、保育所によって受入年齢が異なるので、詳細は77～88ページをご覧ください。
開所日	月曜～土曜。日曜、祝日、年末年始はお休みです。
開所時間	公立保育所 7:30～18:30 （7:00からの朝延長及び20:00までの延長保育あり） 認可保育所 7:00～18:00 （又は7:30～18:30） （7:00からの朝延長及び19:00又は20:00までの延長保育あり）
保育料	お子さんの年齢と世帯の市民税額※によって、決まります。
申込み先	区役所地域みまもり支援センター児童家庭課にお申し込みください。 TEL108・109ページ参照

※国の考え方に基づき、一部税額控除（住宅借入金特別控除、ふるさと納税等）の適用はありません。

※平成 30 年度から指定都市の市民税の税率が変更されましたが、保育料は、変更前の税率で計算した市民税額をもとに算出します。

問合せ先

こども未来局保育対策課

TEL200-3727 FAX200-1518

福祉サービス第三者評価結果について

福祉サービス第三者評価の結果は、「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」で検索してください。

認定こども園

●認定こども園とは

保護者の就労等を問わず、就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、すべての子育て家庭を対象に子育て相談や親子の集いの場の提供など地域における子育て支援を実施する学校及び児童福祉施設です。

受入年齢	0歳から小学校就学前までのおさんが受入れの対象となりますが、認定こども園によって受入年齢が異なりますので、詳細は各園にお問合せください。
開園日	月曜～土曜。日曜、祝日、年末年始はお休みです。幼稚園児（1号認定子ども）として入園する場合は、夏休み・冬休み・春休みの長期休園があります。 園によっては土曜は閉園している場合もありますので、詳細は各園にお問合せください。
開園時間	7：00～18：00（又は7：30～18：30） 保育園児（2号・3号認定子ども※）は、7：00からの朝延長及び18：30から20：00までの延長保育を実施している園があります。 幼稚園児（1号認定子ども）の標準的な教育時間は9：00～14：00で、希望者は朝9時以前と、14時以降の預かり保育があります。（実施時間は園により異なります。）
保育料	0歳児～2歳児（3号認定子ども）は、世帯の市民税額によって決まります。 3歳児～5歳児（1号・2号認定子ども）は無料です。 他に、入園料や特定負担額（保育料の上乗せ分）等があります。
申込み先	2号・3号認定（保育認定）を希望される場合は、お住まいの区の区役所地域まもり支援センター児童家庭課に申し込んでください。1号認定（教育認定）を希望される場合は、直接認定こども園に申し込んでください。

※2号認定：3歳児以上 3号認定：3歳児未満

問合せ先

こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当

TEL200-3179 FAX200-3533

令和7年4月現在、市内の認定こども園は26施設です。

施設名	類型	所在地	電話番号
江川幼稚園	幼稚園型	川崎区江川2-5-5	299-1781
川崎協立幼稚園	幼稚園型	川崎区大島3-5-6	233-8667
ゆりかご幼稚園	幼稚園型	川崎区小田1-16-16	322-3979
竹園幼稚園	幼稚園型	川崎区小田3-13-16	322-7716
福音幼稚園	幼稚園型	川崎区境町3-12	222-4525
川崎ふたば幼稚園	幼稚園型	川崎区大師河原2-3-20	277-6533
鹿島田幼稚園	幼稚園型	幸区鹿島田2-22-44	533-0348
女躰神社こども園	幼保連携型	幸区幸町1-992-3	742-6211
大楽幼稚園	幼稚園型	中原区木月4-22-32	431-5850
田園調布学園大学みらいこども園	幼保連携型	中原区下新城1-15-3	751-1211
津田山幼稚園	幼稚園型	高津区下作延4-30-28	865-5121
新作やはた幼稚園	幼稚園型	高津区新作4-19-10	888-6008
健爽学園ゆりかご幼稚園	幼保連携型	宮前区犬蔵1-19-16	977-1623
宮前おひさまこども園	幼保連携型	宮前区西野川12-22-5	872-7903
宮前幼稚園	幼稚園型	宮前区西野川12-24-18	766-7907
有馬白百合幼稚園	幼稚園型	宮前区東有馬2-35-30	855-7777

施設名	類型	所在地	電話番号
生田ひまわり幼稚園	幼保連携型	多摩区栗谷1-11-6	955-9998
宿河原幼稚園	幼稚園型	多摩区宿河原2-24-4	911-3199
ひがしすげ幼稚園	幼稚園型	多摩区菅北浦1-6-50	944-4152
中野島幼稚園	幼稚園型	多摩区中之島3-19-2	911-5456
丸山幼稚園	幼稚園型	多摩区登戸1293	911-3624
ちよがおか幼稚園	幼稚園型	麻生区金程4-25-1	955-0233
川崎青葉幼稚園	幼稚園型	麻生区上麻生4-2-2	966-3179
こうりんじ幼稚園	幼稚園型	麻生区細山3-2-1	966-1089
百合丘めぐみ幼稚園	幼稚園型	麻生区百合丘1-12	954-4665
ルミエール幼稚園	幼稚園型	麻生区百合丘2-13-1	966-4567

(2) 地域型保育事業

1 地域型保育事業とは

子ども・子育て支援新制度により、平成27年度から新たな保育事業として位置づけられた事業です。0歳～2歳までを対象とした、定員が19人までの小規模な保育事業です。（事業所内保育事業には、定員が20人以上の施設もあります。）

2 地域型保育事業の類型について（88ページ以降参照）

地域型保育事業は次の4類型となります。

●小規模保育事業 A型～C型

A型は保育従事者のうち全員、B型は1/2以上が保育士資格を有しています（保育士資格を有しない保育従事者については、必要な研修を実施）。C型は、家庭的保育者（必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識・経験を有する者）による保育を行います。

●家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象に家庭的保育者により、きめ細やかな保育を行います。

●事業所内保育事業

事業所の保育施設等で従業員の子どもと、地域の子どもを一緒に保育します。

●居宅訪問型保育事業 ※令和7年9月より試行実施予定

疾病、障害により集団保育が困難な保育が必要な子どもの自宅において、家庭的保育者により保育を行います。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



3 受入年齢について

小規模保育事業及び家庭的保育事業は概ね 5 か月以降からの受け入れとなります。一部産休明け（生後 43 日目）から受け入れている施設もあります。居宅訪問型保育事業の試行実施は概ね満 1 歳からの受け入れとなります。

4 連携施設について

定員が 19 人までと小規模なこと、3 歳未満児のみ受け入れ対象としていることから、連携施設を設定し、保育内容の支援や、卒園後の受け入れを行うこととなります。なお、卒園後の受け入れについては、連携施設のみでは卒園後の受入枠を確保することが困難なため、近隣の認可保育所等を協力施設として、優先利用できるよう調整します。また、家庭的保育事業については、家庭的保育者の病気などによるお休みの際の代替保育も実施します。

5 開所日及び開所時間

ア 開所日

月曜日から土曜日。日曜、祝日、年末年始はお休みです。小規模保育事業 C 型及び家庭的保育事業、一部の事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業は土曜日もお休みです。

イ 開所時間

7:00～18:00（又は 7:30～18:30）（7:00 からの朝延長及び 19:00 又は 20:00 までの延長保育あり）

小規模保育事業 C 型及び家庭的保育事業は 8:30～17:00 までとなります。この範囲を超えて、保育を必要とする場合は、各事業者と御相談ください。

居宅訪問型保育事業の試行実施は 8:00～18:00 の内、最大 8 時間利用可能です。

問合せ先

こども未来局保育第 2 課

TEL200-3128 FAX200-1519

(3) 認可外保育事業

91～95ページに記載している施設一覧は、令和7年4月現在で、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を発行している施設です。

川崎認定保育園

児童福祉法上の認可を受けていない保育施設のうち、開設日時や有資格者数・施設・設備等の市が定めた一定の基準を満たし、市が独自に認定した保育施設です。

助成対象	市内在住で、児童が週4日以上通園しており、保護者が月64時間以上就労しているなど一定の要件を満たす方。
受入年齢	0歳～小学校就学前（保育園によって異なります。）
開所日時	平日の日中11時間以上の開所（保育園によって異なります。施設により土曜日保育を実施）
保育料	保育園によって異なります。※別途、保育料補助の制度があります。
有資格者数	2/3以上または1/2以上
申込先	各保育園に直接お申込み・お問合せください。TEL91～93ページ参照
その他	一部施設において、短時間のパートタイム就労や在宅で子育てを行っている方への時間預かりのリフレッシュ保育も行います。 また、多子軽減制度として保護者と生計が同一の子が2人以上いる場合、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、第2子以降の助成対象児童の月額保育料から1万6千円軽減されます。

川崎認定保育園保育料補助金

川崎認定保育園に通園しているお子さんの保育料を補助します。

●補助の対象

市内在住で、児童が週4日以上通園しており、保護者が月64時間以上就労し、保育料を滞納していないなど、一定の要件を満たす児童の保護者。

●補助額

補助基準	3歳未満児補助上限額	3歳以上児補助上限額
市民税所得割相当額321,700円未満の世帯	月額20,000円	月額5,000円
市民税所得割相当額321,700円以上の世帯	月額10,000円	

※上記市民税の額は、世帯の申請年度の合計額によります。

※平成30年度から指定都市において税率が変更となりましたが、本補助金においては旧税率を基に補助基準を算定いたします。

※市内在住で横浜保育室に通園し、一定の要件を満たす場合も対象となります。

●申請手続き

通園している施設を通して年に1回申請してください。半年ごとの後払いです。

※この保育料補助は、幼児教育・保育の無償化（48ページ参照）と併せて適用されます。

問合せ先

幼保無償化事務センター TEL246-2025（平日 10:00～19:00）

企業主導型保育事業

子ども・子育て支援新制度に基づき、平成 27 年度から市町村認可事業として設けられた事業所内保育事業とは別に、企業主導により多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大や仕事と子育ての両立支援を目的に平成 28 年度から新たな保育事業として位置付けられた事業です。

従業員対象の保育施設の定員の一部に地域の住民等が利用する地域枠を設けている施設の場合は、地域の住民等で保育を必要とする児童の受入れも行いますが、国と企業が直接協議して運営する仕組みのため、自治体に最新情報はございません。ご利用をお考えの方は勤務先に確認するか、地域枠を利用したい方は施設に直接お問合せいただくこととなります。

なお、小規模保育事業 B 型や事業所内保育事業(小規模型)と同様の運営基準が適用となる認可外保育施設となります。

施設の詳細については、93・94 ページを参照ください。

地域保育園

児童福祉法上の認可を受けていない保育施設です。

受入年齢	0歳～小学校就学前（保育園によって異なります。）
開所日時	保育園によって異なります。
保育料	
申込先	各保育園に直接お申込み・お問合せください。TEL95ページ参照

（４）認可保育所などにおける多様な保育事業

一時保育

保育所等の施設に通われていない児童の保護者が就労や就学、病気や冠婚葬祭のほか、子育て負担を軽減する目的（リフレッシュ）などのため、お子さんを家庭で保育できない場合に、週3日以内または月64時間に満たない範囲で一時的に、保護者に代わって保育をする制度です。

●利用条件

保育所等に入所させていないお子さんの保護者が、次のいずれかにより、

一時的に家庭で保育できない場合

ア 保護者が就労や就学などを行っている場合

（非定型的保育／週2～3日）

イ 保護者が週1日程度の就労や就学などを行っている場合

（緊急・一時保育／週1日程度）

ウ 保護者が病気で入院しなければならなくなったなどの場合
(緊急・一時保育/連続して14日まで)

エ 保護者の子育て負担の軽減やリフレッシュ(買物・映画等)などを
図る場合 (緊急・一時保育/週1日程度まで)

●利用定員

非定型的保育、緊急・一時保育 合わせて12人くらいまで

●利用料

(市で設定した上限金額です。各施設で個別に設定している場合があります。)

1歳未満児 月額 2,900円 / 3歳未満児 月額 2,500円

3歳以上児 月額 1,500円

※利用料は当該年度4月1日時点の年齢によりますが、1歳未満児については、現に利用する日に満1歳未満である場合に適用となります。

※市内在住者に限り、被保護世帯、市民税非課税世帯、年収360万円未満世帯、里親に委託されている児童、児童扶養手当受給世帯、多胎児は上記料金が無料になります。ただし、多胎児については、就労以外の緊急・一時保育利用時に限ります。

また、保護者と生計が同一の子どもが2人以上いる場合、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※昼食代やおやつ代等は実費負担となりますので、各保育所へお問合せください。被保護世帯は、昼食代・おやつ代等実費負担が月額500円を上限に無料となります。

●申込み先

事前登録制です。各実施施設にお申込み・お問合せください

●一時保育実施施設

	保育所名	住所	電話番号	保育時間(平日)	受入年齢
川崎区	川崎区保育・子育て総合支援センター 大島保育園	大島4-17-2 (川崎区保育・子育て総合支援センター 1・2階)	222-7252	8:30~17:00	5か月~
	保育園川崎ベアーズ	大島上町22-12	589-7545	8:30~17:00	5か月~
	小田さくら保育園	小田3-17-3	280-7922	8:30~17:00	5か月~
	大師駅前ひよこ保育園	川中島1-21-4	266-1450	8:30~17:00	5か月~
	京町いづみ保育園	京町3-26-1	322-3811	8:30~17:00	離乳食完了後
	境町パイナップル保育園	境町11-9	222-8686	8:30~17:00	1歳かつ 離乳食完了後
	桜本保育園(★)	桜本1-9-6	288-2545	8:30~17:30	5か月~